三　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定める事項
イ　公認会計士等（公認会計士又は外国公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が自らその業務を営む場合　その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地
ロ　公認会計士等が監査法人の社員である場合　当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及び所在地
ハ　公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務する場合　当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務する事務所の名称及び所在地
ニ　公認会計士等が監査法人に勤務する場合　当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地
ホ　公認会計士等が会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該会社その他の者（主たるものに限る。）の商号又は名称並びに主として執務する事業所その他の施設の名称及び所在地
ヘ　公認会計士等が会社その他の者に勤務する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）　当該会社その他の者（主たるものに限る。）の商号又は名称並びにその勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地
四　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
五　［略］
六　法第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限り、法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条第一号において同じ。）の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その事由及び年月日
七　法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条第二号において同じ。）に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による命令を受けたときは、その種類及び年月日
（開業登録の申請手続）
第四条　［略］
２　前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。
［一・二　略］
三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があつた場合に限る。）
［四～六　略］
七　次に掲げる書類のいずれか
［イ～ヘ　略］
八　法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

三　公認会計士又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地
四　［同上］
五　公認会計士等が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
六　公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号
七　公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地
八　［同上］
［号を加える。］
九　法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日
（開業登録の申請手続）
第四条　［同上］
２　前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。
［一・二　同上］
三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）
［四～六　同上］
七　次に掲げるいずれか一の書類
［イ～ヘ　同上］
八　法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書